

中 学 校 技 術 ・ 家 庭 科 (家 庭 分 野)

1 技術・家庭科（家庭分野）の見方・考え方

家庭分野の見方・考え方については、「生活の営みに係る見方・考え方」として示され、家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、「協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築」等の視点で捉え、生涯にわたって、自立し共に生きる生活を創造できるよう、よりよい生活を営むために工夫することとしている。

2 目標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) (知識及び技能)

家族・家庭の機能について理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。

(2) (思考力、判断力、表現力等)

家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなど、これからの生活を展望して課題を解決する力を養う。

(3) (学びに向かう力、人間性等)

自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

3 改訂の要点

家族・家庭生活の多様化や消費生活の変化等に加えて、グローバル化や少子高齢社会の進展、持続可能な社会の構築等、今後の社会の急激な変化に主体的に対応することや、技術の発達を主体的に支え、技術革新を牽引することができる資質・能力の育成を目指している。この資質・能力については、実践的・体験的な活動を通して、家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての科学的な理解を図り、それらに係る技能を身に付けるとともに、生活の中から問題を見いだして課題を設定しそれを解決する力や、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする態度等を育成することを基本的な考え方とする。

(1) 目標の改善

改訂の基本方針を踏まえ、育成を目指す資質・能力を三つの柱により明確にし、全体に関わる目標を柱書として示すとともに、(1)として「知識及び技能」を、(2)として「思考力、判断力、表現力等」を、(3)として「学びに向かう力、人間性等」の目標を示す(上記)。

(2) 内容の改善

① 内容構成の改善

- (ア) 小・中・高等学校の内容の系統性を明確にし、各内容の接続が見えるように、小・中学校においては、「A家族・家庭生活」、「B衣食住の生活」、「C消費生活・環境」の三つの内容としている。A、B、Cのそれぞれの内容は、「生活の営みに係る見方・考え方」に示した主な視点が共通している。
- (イ) これらの三つの内容は、空間軸と時間軸の視点から学校段階別に学習対象を整理している。中学校では、空間軸を家庭と地域、時間軸をこれからの生活を展望した現在の生活としている。
- (ウ) 内容の各項目は、資質・能力を育成する学習過程を踏まえ、生活の中から問題を見だし、課題を設定し、解決方法を検討し、計画、実践、評価・改善するという一連の学習過程を重視し、各項目は、原則として「知識及び技能」の習得と、「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する二つの指導事項ア、イで構成している。

② 履修についての改善

「A家族・家庭生活」の(1)については、小学校家庭科の学習を踏まえ、家族・家庭の機能について扱うとともに、中学校における学習の見通しを立てさせるためのガイダンスとして、第1学年の最初に履修させることとしている。また、「生活の課題と実践」に係る「A家族・家庭生活」の(4)、「B衣食住の生活」の(7)、「C消費生活・環境」の(3)については、これらの三項目のうち、一以上を選択して履修させ、他の内容と関連を図り扱うこととしている。

③ 社会の変化への対応

(ア) 家族・家庭生活に関する内容の充実

少子高齢社会の進展に対応して、家族や地域の人々とよりよく関わる力を育成するために、「A家族・家庭生活」において、幼児との触れ合い体験などを一層重視し、高齢者など地域の人々と協働することに関する内容を新設している。

(イ) 食育の推進に関する内容の充実

食育を一層推進するために、「B衣食住の生活」の食生活に関する内容を小学校と同様の食事の役割、栄養と献立、調理で構成するとともに、調理の学習においては、小学校での「ゆでる、いためる」に加え、「煮る、焼く、蒸す等」の調理方

法を扱い、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにしている。

(ウ) 日本の生活文化に関する内容の充実

グローバル化に対応して、日本の生活文化を継承することの大切さに気付くことができるよう、「B衣食住の生活」においては、和食、和服など、日本の伝統的な生活についても扱うこととしている。

(エ) 自立した消費者の育成に関する内容の充実

「C消費生活・環境」においては、持続可能な社会の構築などに対応して、自立した消費者を育成するために、「計画的な金銭管理」、「消費者被害への対応」に関する内容を新設するとともに、他の内容と関連を図り、消費生活や環境に配慮したライフスタイルの確立の基礎となる内容の改善を図っている。

④ 知識及び技能を実生活で活用することに関する内容の充実

習得した知識及び技能などを実生活で活用するために、「生活と課題の実践」については、A、B、Cの各内容に位置付け、他の内容との関連を図り、実践的な活動を家庭や地域などで行うなど、内容の改善を図っている。

⑤ 家族・家庭の機能と生活の営みに係る見方・考え方との関連を図るための内容の充実

家族・家庭の機能をA(1)「自分の成長と家族・家庭生活」に位置付け、各内容と関連を図るとともに、生活の営みに係る見方・考え方も関連付けるなど、内容の改善を図っている。

4 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

題材などのまとまりの中で、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりを創り出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めること。

(2) 3学年間を見通した全体的な指導計画

中学校3学年間を見通した全体的な指導計画を作成することとし、技術分野、家庭分野それぞれ偏ることなく授業時数を配当する。なお、各分野の連続性を考慮しながら、各学年において、技術分野及び家庭分野のいずれも履修させることとする。

(3) 各項目に配当する授業時数及び各項目の履修学年

家庭分野の各項目に配当する授業時数と各項目の履修学年については、技術分野の内容AからD及び家庭分野の内容AからCの各項目に適切な授業時数を配当するとともに、3学年間を見通して履修学年や指導内容を適切に配列する。

なお、「A家族・家庭生活」の(1)については、家庭分野を学習する意義を明確にするとともに、小学校での学習を踏まえ、3学年間の学習の見通しを立てさせるガイダンス的な内容として、第1学年の最初に履修させることとする。

各内容の「生活の課題と実践」の項目については、3学年間で一以上選択して履修できるよう、生徒及び学校、地域の実態に応じて、系統的な指導計画となるよう配慮する。

(4) 題材の設定

題材の設定に当たっては、各項目及び各項目に示す事項との関連を見極め、相互に有機的な関連を図り、系統的及び総合的に学習が展開されるよう配慮すること。その際、生徒及び学校、地域の実態等を十分考慮するとともに、次の四つの観点に配慮して実践的・体験的な活動を中心とした題材を設定して計画を作成すること。

① 小学校の指導内容や中学校の他教科等との関連を図るとともに、高等学校での学習を見据え、ねらいを十分達成できるよう基礎的・基本的な内容を押さえたもの。

② 生徒の発達の段階に応じて、興味・関心を高め、主体的な学習活動や個性を生かすことができるもの。

③ 生徒の身近な生活との関わりや社会とのつながりを重視したもので、自己の生活の向上とともに家庭や地域社会における実践に結び付けることができるもの。

④ 持続可能な開発のための教育を推進する視点から、関係する教科等のそれぞれの特質を踏まえて連携を図ることができるもの。

(5) 障害のある児童への指導

障害のある生徒などについては、学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすること。

(6) 道徳の時間などとの関連

家庭分野の指導において、その特質に応じて、道徳について適切に指導すること。

5 評価

「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点に基づき、評価すること。

6 移行期間中における留意事項

(1) 新学習指導要領による先行実施は、可能である。

(2) 評価については、現行の評価規準によるものとする。